

(平成25年5月16日提出)

平成25年5月議会臨時会議案

新 潟 市

平成25年5月議会臨時会議案

目 次

| | | |
|--------|----------------------------|---|
| 議案第52号 | 新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例の一部改正について | 1 |
| 議案第53号 | 財産の取得について | 2 |
| 議案第54号 | 市長専決処分について | 3 |

議案第 5 2 号

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例の一部改正について

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 5 月 1 6 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例の一部を改正する条例

新潟市ホームヘルパー派遣手数料条例（昭和 5 8 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

- (5) 日常生活又は社会生活に支障があり、介護、家事その他の便宜（以下「便宜」という。）を必要とする難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）別表に規定する疾病又は筋ジストロフィーの患者をいう。）に必要な便宜を供与するため、市が当該難病患者等の家庭に派遣する者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 1 項第 5 号の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 5 3 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

平成 2 5 年 5 月 1 6 日 提出

新潟市長 篠田 昭

| 財産名 | 数量 | 買入金額 | 買入の相手方 |
|--------------|-----|--------------|---|
| 除雪ドーザ（13t 級） | 4 台 | 67,998,000 円 | 新潟市東区中興野 7 番 5 3 号 株式会社 日の出自動車 代表取締役 野口 健太郎 |

議案第 5 4 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を得たい。

平成 2 5 年 5 月 1 6 日提出

新潟市長 篠田 昭

記

（平成 2 4 年度分）

専決第 4 号 平成 2 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 9 号）専決処分書

専決第 5 号 平成 2 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 0 号）専決処分書

専決第 6 号 平成 2 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 1 号）専決処分書

（平成 2 5 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 4 号

平成 2 4 年度新潟市一般会計補正予算（第 9 号）専決処分書

平成 2 4 年度新潟市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

上記地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

新潟市長 篠田 昭

第1表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-------|--------------|--------|
| 7 商工費 | 1 商業費 | 白根産業厚生会館解体事業 | 40,600 |

専決第5号

平成24年度新潟市一般会計補正予算（第10号）専決処分書

平成24年度新潟市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月29日

新潟市長 篠田 昭

第1表 繰越明許費補正

1 変更

(単位 千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 補正前 | 補正後 |
|----------|-------|--------------------------|-------|--------|
| | | | 金額 | 金額 |
| 6 農林水産業費 | 2 農地費 | 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金 | 7,100 | 11,780 |

専決第6号

平成24年度新潟市一般会計補正予算（第11号）専決処分書

平成24年度新潟市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,968,892千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ373,923,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年3月31日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|-------------|----------------------|-------------|
| 3 利子割交付金 | | 370,051 | 15,092 | 354,959 |
| | 1 利子割交付金 | 370,051 | 15,092 | 354,959 |
| 18 県支出金 | | 13,620,683 | 378,400 | 13,242,283 |
| | 1 県負担金 | 7,529,023 | 378,400 | 7,150,623 |
| 23 諸収入 | | 34,583,878 | 4,852,200 | 29,731,678 |
| | 2 貸付金元利収入 | 31,875,814 | 4,852,200 | 27,023,614 |
| 24 市債 | | 74,414,300 | 276,800 | 74,691,100 |
| | 1 市債 | 74,414,300 | 276,800 | 74,691,100 |
| 歳入合計 | | 378,892,145 | 276,800 5,245,692 | 373,923,253 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------|-------------|-----------|-------------|
| 5 労働費 | | 1,658,053 | 53,300 | 1,604,753 |
| | 1 労働諸費 | 1,658,053 | 53,300 | 1,604,753 |
| 7 商工費 | | 25,266,978 | 4,915,592 | 20,351,386 |
| | 1 商業費 | 23,144,269 | 4,845,092 | 18,299,177 |
| | 2 工業費 | 2,122,709 | 70,500 | 2,052,209 |
| 歳 出 合 計 | | 378,892,145 | 4,968,892 | 373,923,253 |

第2表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|----------------|---------|-------------------------------|--|---|---------|-------------------------------|--|---|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| こども創造センター整備事業費 | 539,200 | 普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。) | 年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。 | 816,000 | 普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体と共同発行を含む。) | 年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。 |

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条第 5 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により行う独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成 20 年法律第 8 号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号。以下「旧独立行政法人緑資源機構法」という。）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 70 号）附則第 8 条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。）」を削る。

第 128 条第 4 項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。）」を削る。

附則第 8 条の 3 第 6 項中「の耐震基準適合住宅」を「に規定する耐震基準適合住宅」に、「附則第 12 条第 25 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成 25 年 4 月 1 日前に当該耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が 30 万円以上 50 万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了するときは、前段に掲げる書類のほか、当該耐震改修に係る契約

をした日を証する書類を添付しなければならない。

附則第19条の4中「第5項、第14項、第18項」を「第12項、第16項、第17項」に、「第21項から第26項まで、第28項、第32項」を「から第24項まで、第26項、第29項」に、「第36項」を「第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成24年新潟市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4条第3項中「新条例」を「新潟市市税条例」に改める。